

議案第 16 号

議決第 号

始良市学校給食審議会条例制定の件

始良市学校給食審議会条例を制定したい。よって、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 13 日 提出

始良市長 湯元 敏浩

始良市学校給食審議会条例

(設置)

第 1 条 始良市の学校給食の適正かつ円滑な実施を図るため、始良市学校給食審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、始良市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議し、教育委員会に答申する。

- (1) 学校給食費及び幼稚園給食費に関する事項
- (2) 食育及び地産地消の推進に関する事項
- (3) 学校給食施設の運営に関する事項
- (4) その他学校給食の実施に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 審議会は、14 人以内の委員で組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 小中学校長の代表者
- (2) P T A の代表者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱日から当該委嘱日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員は、任期中にその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 前項の場合において、会長が定められていない場合は、教育委員会が招集する。

3 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

5 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(書面による審議)

第7条 前条第3項の規定にかかわらず、会長は、災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、書面による審議を行うことができる。

2 前条第5項の規定にかかわらず、書面による審議における会議の議事は、委員の2分の1以上が当該書面による審議に参加した上で、当該参加した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 第1項の規定により書面による審議を行ったときには、会長は、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、保健体育課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(始良市立学校給食センター運営委員会条例の廃止)

2 始良市立学校給食センター運営委員会条例(平成22年始良市条例第198号)は、廃止する。